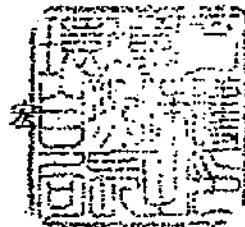


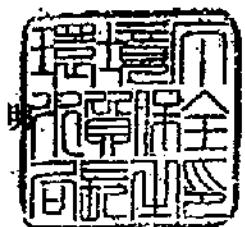
覚書

環自企第85号
環水管第49号
建設省河政亮第17号
平成9年2月28日

環境庁自然保護局長 澤 村



環境庁水質保全局長 渡辺 好



建設省河川局長 尾 田 栄



河川法の一部を改正する法律案の閣議決定に際し、環境庁と建設省とは、下記のとおり確認する。

記

- 建設省は、今回の法改正により、「河川環境の整備と保全」を目的に追加することに伴い、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川法に基づく諸規制等の実施のあり方について真摯に検討し、政令、建設省令、通達等の制定又は見直しを行うこと。また、建設省令、通達等の制定又は見直しを行う場合には環境庁と連絡調整を図るものとすること。

2. 河川法第4条第3項の「関係行政機関の長」には、環境庁長官も含まれること。
3. 改正後の河川法（以下「改正法」という。）第16条第1項の「河川の維持」（改正法第18条及び第67条において同じ。）には、河川区域及び河川保全区域以外における行為は含まれないこと。
4. 都道府県知事が、改正法第16条又は第16条の2の規定により、二級河川の河川整備基本方針又は河川整備計画を定めようとするときは、都道府県の河川担当部局は、環境担当部局と連絡調整を図るものとすること。また、建設省はこの旨、通達により指導すること。
5. 改正法第16条の2第3項及び第4項の「必要があると認められるとき」には、「河川環境保全上、問題があると認められるとき」が含まれること。
6. 改正法第16条の2第3項の「河川に関し学識経験を有する者」には、「環境に関し学識経験を有する者」が含まれること。
7. 改正法第16条の2第6項の規定に基づき都道府県知事又は市町村長が意見を聽かれた場合には、当該都道府県又は市町村の河川担当部局は環境担当部局と連絡調整を図るものとすること。また、建設省はこの旨、通達により指導すること。
8. 改正法第16条の2第5項の「関係都道府県知事又は関係市町村長」には、環境の保全の観点から関係を有する都道府県知事又は市町村長が含まれること。
9. 改正法第16条の規定に基づく河川整備基本方針に定められる内容をもって、水質汚濁防止法第18条の規定に基づく措置命令の発動を妨げるものではないこと。
10. 湖沼水質保全特別措置法第2条の規定に基づく湖沼水質保全基本方針及び同法第4条の規定に基づく湖沼水質保全計画（以下、「湖沼水質保全基本方針等」という。）並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第3条の規定に基づく基本方針及び同法第5条の規定に基づく水質保全計画（以下、「水道水源水域基本方針等」という。）と改正法第16条の規定に基づく河川整備基本方針及び同法第16条の2に基づく河川整備計画の関係は、湖沼水質保全基本方針等及び水道水源水域基本方針等と従前の工事実施基本計画の関係と何ら変わるものではないこと。
11. 建設省は、今回の法改正により、「河川環境の整備と保全」を目的に追加することに伴い、「河川環境の整備と保全」の観点も含め、既存の工事実施基本計画に位置付けられた河川工事について、必要に応じ、河川整備計画の策定を通じて見直しを行うこと。
12. 建設省は、今回の法改正に伴う河川法施行令の改正において、同令第10条第1項に付し、河川環境の整備と保全に関する事項を追加するよう努めるものとすること。

13. 建設大臣が、改正法第79条第2項第1号に係る認可を行うに当たっては、あらかじめ環境庁長官と協議すること。この場合、環境庁及び建設省は、都道府県の河川担当部局と環境担当部局の調整結果を尊重するものとすること。
14. 河川管理者は、河川を汚濁する行為があったことを知ったときは、都道府県環境担当部局に速やかに連絡すること。また、建設省はこの旨、通達により指導すること。
15. 環境庁がその所掌事務及び権限に基づき推進する行政についても、河川における環境の保全と整備に資するものがあること。
16. 改正法第1条の規定をもって、環境庁がその所掌事務及び権限に基づき、河川の存する地域を含め、環境の保全に関する行政を推進することを妨げるものではないこと。
17. 河川区域の指定は、河川の総合的な管理の観点から行っており、河川環境の整備と保全のみを目的として行うものではないこと。
18. 改正法第3条第2項に規定する樹林帯の区域指定の予定箇所が、①自然環境保全法の原生自然環境保全地域並びに自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域の特別地区、②自然公園法の国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の特別地区、③鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の鳥獣保護区特別保護地区、④絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の生息地等保護区（管理地区及び立入制限地区を含む。）にかかる場合にあっては、樹林帯の整備の前に、①原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地区にあっては環境庁と、都道府県自然環境保全地域の特別地区にあっては都道府県自然環境保全担当部局と、②国立公園の特別地区にあっては国立公園・野生生物事務所と、国定公園及び都道府県立自然公園の特別地区にあっては都道府県自然公園担当部局と、③国設鳥獣保護区特別保護地区にあっては環境庁と、その他の鳥獣保護区特別保護地区にあっては都道府県野生生物担当部局と、④生息地等保護区にあっては国立公園・野生生物事務所と、十分な調整が図られるよう、建設省は河川管理者を文書で指導すること。
19. 今回の法改正に係る建設省令、通達等の制定及び改廃にあたっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって環境庁に協議すること。